

通信全覽二編

類輯二十八

百二十

寄

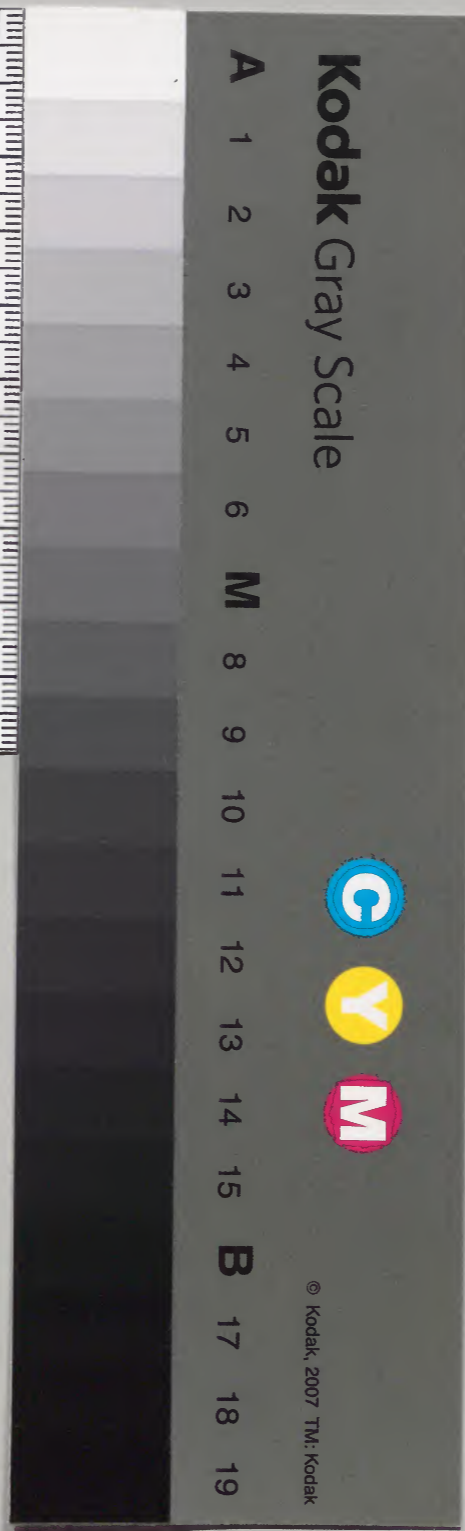
和書門	三三〇五	三三〇五	三三〇五
類	二〇六	二〇六	二〇六
函	三〇三	三〇三	三〇三
架	三〇三	三〇三	三〇三
冊	三〇三	三〇三	三〇三

和書	三〇〇五	三〇〇五	三〇〇五
類	三〇三	三〇三	三〇三
冊	三〇三	三〇三	三〇三
架	三〇三	三〇三	三〇三
函	三〇三	三〇三	三〇三
冊	三〇三	三〇三	三〇三

(237)

内閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (237)
函號	184 271

共百二十九

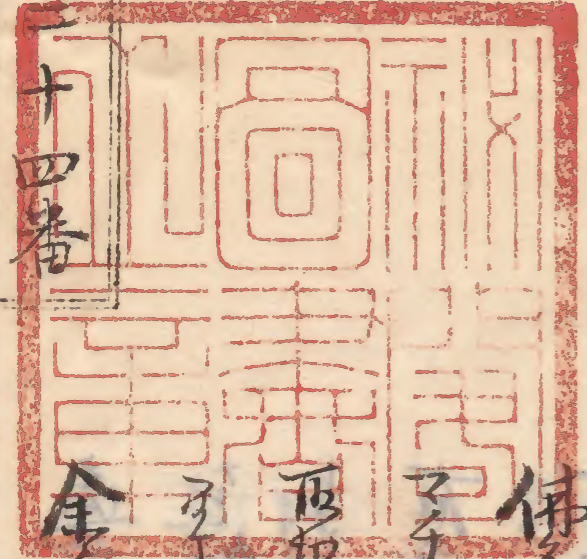


綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

類輯卷之二十八 附添士官の
申 壬子月廿二日

第卅号

元正二年五月十二日 江戸の合衆國使臣



十四卷

佛東西のコレをせんせんは都府に在るせうがブロ

マケル 西國政府の事をも 名代人の海流人の事をも執り

西報をあるて余は其事を文通する甚くお印あ

余はあよらん 秘べんとなすとの旨も只一紙の紙

遠くを見る而して余其事も只双言のみを
を能く理解せしめて明高を上げらるる事と
りと思ふ

右の事より物さす下の書字を以て考ふるに
下はチノロマチーケ右代人の其に復を切要と
思ふ乃ち所詮人を治くべき事と確定せしと見
えり

此諸定を正理とせし其故を其よき正外業の
名代人の其不羈自在の所作其職を其為す

勤むるに切要とする事と大身ひは了彼を字
因縁と多きを以て公法の要領あり取寄らるる
とあり

余が下が只チノロマチーケアケ下の身体を
に復せんと願ふこととよきと注意しと何
れも其目的を考ふるに其に復すことと
字付も疑はるる○物さすも人を聖知に
あるに其に復す切要あることを證せらる
るありと附録を以てしとありと其切

要するに自ら存く勤弁をドク
因く其れも背きし理よ附居る用ひも
要せしむ時々其人情も因獄せしむる
余を下り右の事件を極くせん
と希ふべし是れ下りの國難を其
難儀を引おすよあるべきあり
其理致白

トウレセドハリスス

ハセウヒキース

白紙

外國事務官お等

照板中務云補

安成

右名

[Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side]

申
四月二十日

亞米利加合衆國全權委員

エキセル

トウニセンドルリスト

以書稿中ノ事ヲ評定所屬ノ士官オ處述
係ハ其數年ノ前常ニ我ニ此ノ士人ヲ所派
志^知書ト歎スルハ途中ニあるニ疑ハ御子
信^知あらず者あるハ今ノ厚意ニあるやみん
とも強ク其事ヲ必ニとするハ外國者

人氏を承傳するの端疑何きを我寛優
徳遇のえを二五を人ぬり古士人伴仍の
再授を主伴心ゆ伝とる一と云即今
品を念し事件も有るより前書
所信の書を伴とるに和をを我思ふ事
連するを以て故作の事より有る事
佛を西コレに九七より石快と云何の
より此日未あし説も有るを月廿九日
英吉利の事とん對信に御右コレに云々

し三をとも傳取せしと云ん既言綴底を
ざる不何るに似たり即今書ゆ何てする
情水解志ぬとらと候佛國西コレに云ん
せふらんに報書はむひぬ主伴より懇告
と候もつりしとより程亦書と候一と
中へ公海具荷言

萬延元年申四月二日

根取中務大補

安斎宛

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

申
四月廿九日

第...号

千八百...年...月...日...の令...

外國事務...

...

...

余...の...月...日...と...附...の書

...

...

任して其受容を我願ふ事にして強ひて其
ひることをせし自由ありしと余是を聞はく
満足をあせり。○此一件を十分あるの事にあ
りしに雖も余我旅籠に在りて余が他處の
時附添をあせり。故人の形状も執き台下の
事件も逐目せしむることを乞ふ

余其故人の我を恭敬して取扱らざることを懇
訴す。但恭敬を以て一國の風習とするの如
き。凡萬國何もの地にも普く通用す。而
あり

あり

余又右役人の勤務を懈怠すること多し。と
余が馬を出入するに大人山見我を無礼に呼
喚するを制せし。是其勤務を我馬夫に任す
ることを代懇す。

余が希ふ事と台下の余が旅籠に在る人々
旅籠をとりて余が我身をお慮の恭敬を
表し。又余が例の如く棄り。婢も出らるるに
死す。て民人の不解なる諸事を止め免

特少方を帯する人の無礼を制せし免後
之を是あり○従来余の所為の多る人
其方を帯する人の所為ある行状あるも
其の甚勤務を解為せること余之をよ
場へは此程の白

トウレセトハリス 手記

ハセイとトリス 正譯

申

七月廿九日

三米利加合衆國全權使と云ふ

トウレセトハリス

トウレセトハリス

貴國七月廿九日第百八號の書翰を奉り此程
所為の儀存中入る所為を以て之を以て由平ホ
おつても此書に且て附添及人の心持方貴國の
所為の多る人其方を帯する人の所為ある行状あるも
其の甚勤務を解為せること余之をよ
場へは此程の白

申

帯口人判一方のこゝを我々の判交士民の別嚴
うして其階級甚く差著けぬをこゝに
信子為一おぬの礼教をこゝに
極ううとをも沙汰のこゝより判する方々
自ら是れあつたを待たぬも部下雜沓の衝
衝自飛ふ心付しと見送るも計り可く
沙汰の者の悔しむをねとひとて事もあつべ
こゝに未だしつを以て原をとりし如器
此を去懐けしと交々書し此に相方許云

享和元年申五月四日

服部中務右輔

安房守三郎

申四月七日

第十八号

一千八百零二年五月二十六日江戸谷衆國

使臣館

オノ子丑キルニシ
日ニニナル野馬
外島三郎右衛門
石坂番三郎
二名の役人の事
付て足下
吉述
御上
多人
数ニ
ナル
後
より
叶
辨
を
り

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

多し彼の為役人更ふ之を制する事あり
車、出逢ふと多し亦市の如く申す之
を傳ひし事あり途中より新道あり
只馬隸、謝する事あり
之を止る事あり此を人々退する事あり
臣等申す彼が為す事程を復し
人を送り給ふ事あり恐惶敬白

第十八号

使臣館書記官

ハセノヒトケテ手記

外國事務等々足下呈す

申四月廿七日差出

第十九号

千八百六十年第六月十六日江戸合衆國

使臣館呈す

外國事務奉行衆足下呈す

余亞墨利加之事代りて足下告ぐ事官
終末善く申西村勝花昨日之事あり
同伴等々申事務之怠慢等々兩刀
を常々人の事程、申辨する事あり

の料喚多如く不取之と制止せしむる
べきなり

ミステル上ニ述べ、両士官を連、使臣館に
退去せしめ而しては亦不再び来りしむる

ふとみせんとす情不教白す

使臣館、現任セケタリス

ハセイ、ヒユスニ手記

五月十日

申五月十日

亞墨利加合衆國セケタリス
工スクワイル

ハセイ ヒユスニ



第十八号十九号ニ貴物送付去月

中、ミステル出りし節、附添ふ人

シ、心不付届し事有し由、中姓名と記

報、告述せらるる様、其意を感し、一

礼智より変りて御群集號呼せり
何事も僻境より士少由時々事情不慣
との又士少名を御民婦女子号する我
邦人たるを之を度外に於て敢る言と為
さるとのあり此等途上なる唱歌或は
雑言等とありハ辭興とあり或は一時
之戲を以てし或は人の傍人を控へる
の意より出するあり都會繁雜の
由衛小車より出する者より常ふあり車馬ハ

ハ之御車々三六九と云々御柄号説の
キアキと云々言語の不通と云々事情了
解ありし由あり士方中出多し且上
車馬と云々通りキハ此等ハ坊々ある
上を敢る傍にあり及ぶまじ然も不右
士人不可答事あり故今俄小退千人
と云々事と云々扱ハか多し在来示ハ極
大相委委可中達と云々事と云々御衆者
之御と云々ルに厚く報告首了後御云

萬延元年申四月十日 樽口謙政

酒井慶政

堀藏部正

竹本國吉

鳥居越前守

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

申
五月十日

第七十四号

千八百五十年七月十日 外務省事務官

外務省事務官

照板中務大輔

西宮下

安房

余我々等六月二十日上海病人及び在を伴ふ
以て之を行状を書記を各台下の書櫃を各手
せり

[Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

申

六月廿九日

無事利如合衆國全權

トウレセト

トウレセト

貴公等七月之附書
所記之各在伴以
七書院之各
承之宿者諸有
しお柄少神者

